白老町　入札・契約等の心得（令和９年度・10年度版）

白老町が執行する入札・見積合せ（以下「入札」という。）、契約行為については「白老町契約に関する規則」（以下「規則」という）及び「この心得」に定めます。

1. 入札に参加する準備

（1）指名通知が届いたら、内容を確認し速やかに電話にて到着の連絡をしてください。
（2）この心得裏面の記入例を参考にし、入札書、見積書、委任状を用意してください。
（3）郵送による入札は、特に指定がある場合を除き原則行いません。
（4）不明な点があるときは、前日までに問い合わせてください。

2. 入札の当日

（1）開始10分前には着席してください。開始時刻に遅れたときは、参加できません。
（2）入札会場は、原則入札参加者のみ入場できます。
（3）入札会場では私語、携帯電話等を慎み、真摯な態度で入札にのぞんでください。
（4）委任状があるときは入札開始前に提出してください。入札1件ごとに1部必要です。
（5）一度提出した入札書の修正、交換、撤回はできません。
（6）落札決定者は、予定価格の範囲内で入札した者のうち、条件によって最低または最高価格をもって入札した者とします。
（7）予定価格を公表していない入札で、開札の結果、条件によって最低または最高入札金額が予定価格に達していないときは、直ちに3回まで再度入札を行います。入札書はあらかじめ複数枚用意してください。
（8）落札決定となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじをもって落札者を決めます。くじを引かない者は、代わりに当該入札に関係のない白老町職員がくじを引きます。
（9）入札を行った者が次のいずれかに該当するときはその入札は無効となります。
① 入札書の記載金額や入札件名などが確認できないとき。
② 入札書の記載金額を加除訂正していたとき。
③ 入札書等に代表者名と代表者印がないとき。または入札代理人の記名、押印がないとき。
④ ひとつの入札案件で入札者が2枚以上の入札書を提出したとき。
⑤ ひとつの入札案件で入札代理人が2者以上の代理をしたとき。
⑥ ひとつの入札案件で入札者が他の1者の代理をしたとき。（双方無効）
⑦ 入札参加資格のない者が入札したとき。
⑧ その他規則で定める条項に該当したとき。

3. 公正な入札のために

（1）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
（2）入札参加者は、他の入札参加者と、入札価格または入札意志について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を定めなければなりません。
（3）入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

4. 入札書の記載例（入札会場で代表者本人が入札するとき）

① 入札書

②令和９年4月5日

白老町長　●●様

③(入札者)住所　白老郡白老町大町1丁目1番1号

氏名　株式会社　共生しらおい

代表取締役社長　白老　元気　印

④ 件名　　パソコンの購入

⑤ 金額　¥5,000,000円

※見積合せの場合は、例の「入札」部分を「見積」に読み替えてください

指名通知…入札や見積合せのお知らせ。白老町は原則 FAX で通知する。

①指名通知のタイトルが
「入札の執行」なら「入札書」
「見積合わせの実施」なら「見積書」

②入札執行日または見積合せ日を記載。

③入札参加資格を有している者の情報を記載。
白老町へ届け出ている使用印と同じ。

④件名は指名通知の工事名、品名、業務名などを記載。

⑤金額は消費税を含まない金額を記載。
（消費税込みである指示がある場合を除く）
数字の改ざん防止のため、手書きの場合は数字の頭に¥記号を記入してください。

5. 入札書＋委任状の記載例（入札会場で入札代理人が入札するとき）

委任状

白老町長　●●様　　令和９年4月5日

①
(委任者)住所　白老郡白老町大町1丁目1番1号

氏名　株式会社　共生しらおい

代表取締役　　白老　太郎　印

②(入札代理人)　氏名　白老　花子　印

件名　　パソコンの購入

入札書

白老町長　●●様　　令和９年4月5日

③
(入札者)住所　白老郡白老町大町1丁目1番1号

氏名　株式会社　共生しらおい

代表取締役　　白老　太郎

④(入札代理人)　氏名　白老　花子　印

件名　　パソコンの購入

金額　¥5,000,000円

委任状（入札参加資格を有する者が入札代理人へ入札を委任する場合に必要な書類）

① 入札参加資格を有している者の情報を記載。白老町へ届け出ている使用印と同じものを押印

②入札代理人の記名と個人の印鑑（シャチハタ不可）を押印してください。

※入札参加資格申請時に委任状を提出していても、受任者から更に入札代理人へ委任する際には必要。

入札書

③入札参加資格を有している者の情報を記載。入札代理人印が優先されるため押印なくても可。

④委任状と同じ入札代理人の記名と押印をしてください。記名押印がないものは入札無効です。

入札書や委任状は一例です。白老町は決まった書式がありませんので任意の書式で構いません。
予定価格に達していない場合３回まで入札を行うため、必ず予備を複数枚用意しておくこと。

6. 入札の中止について

(1)一度通知した入札において、適正な入札を執行できないときは中止する場合があります。
(2)入札当日、入札会場において、適正な入札を執行できないときは中止する場合があります。

7. 契約締結するときは

入札見積合わせにおいて落札決定業者となったとき、落札決定のあった日から7日以内に契約締結を行います。

白老町では以下の契約金額に基づいて契約書の作成、または請書の提出を求めます。

・100 万円以上　契約書の作成
・10万円以上 100 万円未満　請書または請書に準ずる書類の提出

※白老町では従来の紙契約に加え、電子契約を導入しています。利用にあたっては初回に LoGo フォームにて「電子契約利用申出書」の提出が必要です。(別紙のとおり)

8. 随意契約について

白老町では「白老町随意契約ガイドライン(令和 7 年 7 月改訂)」に基づき行っています。

また、予定価格が10万円未満のものは、契約担当課ではなく発注課で見積合せを行っています。不明な点があるときは、事前に自ら発注課へ確認を取るなどし、双方合意の上、手続きをすすめてください。

9.「工事一括下請負の禁止」と「一括再委託の禁止」について

工事については建設業法第22条により、一括下請けさせることも、またそれを請け負うことも禁止されています。

業務委託は財務省からの通達(平成18年8月25日)により、再委託の適正化を図るため「契約の履行にあたって委託契約の全部を一括して第三者に委託すること」が禁止されています。

10. 入札や見積合せの指名について

白老町では関係法令等を踏まえながら、適切かつ合理的な範囲において、地元企業の育成や経済活性化などの視点から指名を行っています。入札参加資格を得ても直ちに指名されるとは限りませんので、ご承知おきください。

12.指名停止について

虚偽記載や契約違反、贈賄、不正又は不誠実な行為等は、「白老町競争入札参加資格者指名停止措置要領」に基づき、指名停止の対象となる可能性があります。本心得を熟読の上、入札見積合わせに参加してください。

指名停止等処分となる例

・談合や独占禁止法違反に抵触する行為　　**・入札見積合わせに無断欠席する**
・入札見積合わせに遅刻する
・予定価格の概念を壊しかねない行為(参考見積書より高く入札見積書を提出する等)

【お問い合わせ】 白老町　会計課　契約管財係

直通電話:(0144)82－2724　　代表FAX:(0144)82－4391

以下関係規則抜粋

●白老町契約に関する規則

（入札の公告）

第12条　町長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日から起算して少なくとも10日前に次の各号に掲げる事項を掲示その他の方法をもって公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

（1）入札に付する事項
（2）入札に参加する者に必要な資格に関する事項
（3）入札執行の場所及び日時
（4）関係書類縦覧の場所
（5）入札及び契約保証金に関する事項
（6）無効入札及び落札取り消しとなる事項
（7）その他入札に関し必要と認める事項

（再度公告入札の公告期間）

第13条　町長は、前条の規定による入札に、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合にさらに一般競争入札に付そうとするときは、前条の公告期間を5日までに短縮することができる。

（入札保証金）

第14条　競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書を提出する前に、見積もった契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

（入札保証金の返還及び帰属）

第15条　入札保証金は、落札しなかった者には、入札執行後直ちに、落札者には契約締結後直ちに返還する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に振り替えることができる。

2　落札者が、契約を締結しなかったときは、入札保証金（担保を含む。）は、町に帰属する。

（入札保証金の納付の免除）

第16条　町長は、次の各号の一に該当する場合は、入札保証金の一部又は全部を納付させないことができる。

（1）入札者が、保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
（2）入札に参加できる資格を有する者が、入札に参加しようとするときは、その者が過去2年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであり、当該契約を締結しないこと となるおそれがないと認められるとき。

2　入札者は、前項第1号の規定によるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。この保険証券の返還については、前条の規定を準用する。

（入札保証金に代える担保）

第17条　入札保証金は、国債、地方債の債券又は政府の保証のある債券若しくはその他町長が確実と認める担保をもって代えることができる。ただし、債券は無記名に限る。

2　前項の債券の価格は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額をもって換算する。

（予定価格）

第18条　町長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に付すべきものの価格を仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にして入札執行の場所におかなければならない。ただし、これにより難い特殊なものにあっては、見積書若しくは参考となる資料等により予定価格を定めることができる。

2　予定価格を入札前に公表する場合で、町長が予定価格を記載した書面を封書にする必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、これを封書にしないことができる。

（入札の方法）

第19条　入札者は、入札書（様式第4号）に所定事項を記入し、指定の日時に指定の場所に提出しなければならない。

2　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「○○工事入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして町長が定めるもので提出しなければならない。

3　入札者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、入札の執行の前に、その旨を証する委任状を提出しなければならない。

4　入札者及び入札代理人は、同時に他の代理人となり、又は2人以上と連帯して入札することができない。

（入札の拒絶等）

第20条　町長は、入札者が、入札場内において協議結託その他不正、不穏の行為があり、入札の執行に支障があると認めたときは、その入札を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

（入札の変更及び中止、取消等）

第21条　町長は、入札に付すべき事項等に変更が生じたとき、又は入札を執行することが不適当と認めたときは、入札日時を繰り下げ、又は中止し、若しくは取り消しを行うことができる。この場合、入札者は、異議を申し立て、又はこのことにより入札者が損失を受けることがあってもその補償等の請求をすることができない。

（開札）

第22条　開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札者又はその代理人の面前で行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

2　町長が必要と認めたときは、開札の時刻を延長することができる。

（無効入札）

第23条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
（2）入札書の記載金額を加除訂正した入札
（3）入札書に記名押印がない入札
（4）所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
（5）一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
（6）代理人が2人以上の者の代理をした入札
（7）入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
（8）郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
（9）無権代理人がした入札
（10）入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかになったものに限る。）
（11）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
（12）その他入札に関する条件に違反した入札

（落札の取消し）

第24条　落札者が、次の各号の一に該当するときは、落札を取り消す。

（1）所定の期日までに契約を締結しないとき。
（2）入札に際し不正があったと認められるとき。
（3）入札参加の資格に欠ける理由が生じたとき。

（落札の決定）

第25条　本町の支出の原因となる契約については、政令第167条の10の場合を除くほか、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

2　本町の収入の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者をもって落札者とする。

3　特許権等に関係ある設計付入札にあっては設計及び入札金額により落札者を決定する。

4　落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5　町長は、前3項の規定により落札者を決定したときは、落札通知書（様式第5号）により直ちに落札者に通知するものとする。ただし、落札決定の場所に居る落札者には、口頭をもって代えることができる。

（指名競争入札の参加者の指名）

第26条　町長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから当該入札に参加する者をなるべく3人以上指名しなければならない。

2　前項により指名する場合においては、第12条に規定する事項（第2号を除く。）を、同条の例により、その指名する者に通知しなければならない。

3　第18条から前条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

（せり売りの手続き）

第27条　本節の規定は、せり売りの場合に準用する。

（随意契約の条件）

第28条　政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に定めるところによる。

（1）工事又は製造の請負　200 万円
（2）財産の買入れ　150 万円
（3）物件の借入れ　80 万円
（4）財産の売払い　50 万円
（5）物件の貸付け　30万円
（6）前各号に掲げるもの以外のもの　100 万円

2　政令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として随意契約を行うことができる場合の基準は、町長が別に定める。

（随意契約の手続き）

第28条の2　町長は随意契約によろうとするときは、あらかじめ第18条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、法令等により価格が定められているもの又は図書類及び1件の予定価格が 100 万円未満のものについては予定価格を定めないことができる。

2　町長は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

3　町長は、前項の規定により見積合せの結果、随意契約の相手方を決定したときは、契約通知書（様式第5号に準ずる。）により相手方に通知するものとする。ただし、急を要するときは口頭をもって代えることができる。

（くじによる手続き）

第29条　物件の売り払いで、その価格を公表し、買受希望者を募集したとき、同一物件に対し、2人以上の申し込みがあったときは、くじをもって契約の相手方を定めることができる。

2　売り払いする物件の公表及びくじの方法については、政令第167条の9及び本節の規定を準用する。